

議第16号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

地方自治法第244条の3第1項の規定により、次のとおり駿東郡清水町に公の施設を設置する。

1 設置する公の施設

公園

2 設置区域

駿東郡清水町久米田字西方112、112の4、112の5及び113の9並びに三島市平田53の4及び81の5（敷地面積544.32平方メートル）

3 設置目的

一級河川狩野川水系境川の廃川敷地を活用した親水公園を設置することにより、地域住民の憩いの場及び子どもの豊かな情操を培う場とするため

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士